

1. これまでの策定経緯

本計画の策定における主な経緯を以下に示します。なお、本計画は都市計画マスタープランと併せて検討を行いました。

日時	内容
令和3年8月	市民アンケートの実施
令和3年10月	高校生アンケートの実施 キャッチフレーズ（基本理念）の募集
令和3年11月	事業所アンケートの実施
	第1回未来のまちづくり計画策定検討会 農業委員会との意見交換会
令和3年12月	第67回都市計画審議会（諮問）
令和4年1月	第2回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年4月	第3回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年5月	市議会ワークショップ
令和4年6月	第4回未来のまちづくり計画策定検討会
	議会中間報告（都市計画マスタープラン全体構想）
令和4年7月	第68回都市計画審議会
令和4年8月	市議会議員との意見交換会
	第5回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年9月	鳴門商工会議所との意見交換会
	鳴門市うずしお観光協会との意見交換会
令和4年10月	大麻町商工会との意見交換会
令和4年10月～11月	パブリックコメント（都市計画マスタープラン全体構想）
令和4年10月	第6回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年11月～1月	14地区自治振興会との意見交換会
令和4年11月	第7回未来のまちづくり計画策定検討会
令和5年1月	第69回都市計画審議会
	第8回未来のまちづくり計画策定検討会
令和5年2月	議会報告（都市計画マスタープラン・立地適正化計画）
令和5年2月～3月	パブリックコメント（都市計画マスタープラン・立地適正化計画）
令和5年3月	第70回都市計画審議会（答申）
	都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定

2. 未来のまちづくり計画策定検討会

未来のまちづくり計画策定検討会の参加者を以下に示します。

	氏名	所属(役職)	備考
学識 経験者	内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授	会長
	金 貞均	国立大学法人鳴門教育大学大学院 学校教育研究科教授	
	田口 太郎	国立大学法人徳島大学 准教授	副会長
関係団体 の代表者	東 孝行	徳島バス(株) 企画管理部 副部長	
	山本 仁志	四国旅客鉄道(株) 徳島企画部長	
	田所 久	鳴門商工会議所 青年部 会長	
	森下 麻実子	鳴門公園観光協議会 会長	
	河野 伸児	鳴門市大道商店街振興組合 理事長	
	小川 泰範	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	
	松本 久和子	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	
	佐々木 多利男	(公社) 徳島県宅地建物取引業協会 鳴門支部	

3. 地区自治振興会との意見交換会の実施について

(1) 地区自治振興会との意見交換会の目的

地区自治振興会との意見交換会は、立地適正化計画の防災指針にて示す4つの地域において、地域が抱える災害リスクや対応方針を示し、対策または懸念事項について市民・行政が協働して考えるきっかけをつくるとともに、計画の周知を図ることを目的として14地区で実施しました。

地区自治振興会との意見交換会にて発言されたご意見については、都市計画マスタープランや立地適正化計画において関連する箇所に反映を行いました。

(2) 地区自治振興会との意見交換会のスケジュール

地区自治振興会との意見交換会は、以下に示すとおり14回開催しました。

回数	日程	地区	開催場所
1	令和4年11月19日	堀江(大麻町堀江地区)	堀江公民館
2	令和4年11月24日	里浦(里浦町)	里浦公民館
3	令和4年11月25日	中央(撫養町川西地区)	うずしおふれあい館
4	令和4年11月29日	板東(大麻町板東地区)	板東南ふれあいセンター
5	令和4年11月30日	瀬戸(瀬戸町)	瀬戸公民館
6	令和4年12月2日	北灘(北灘町)	北灘公民館
7	令和4年12月4日	鳴門東(鳴門町)	鳴門東地区コミュニティセンター
8	令和4年12月5日	木津神(撫養町川西地区)	木津元村集会所
9	令和4年12月9日	川東(撫養町川東地区)	川東公民館
10	令和4年12月12日	斎田(撫養町川西地区)	斎田集会所
11	令和4年12月22日	大津(大津町)	JA 大津松茂 大津支所
12	令和5年1月4日	鳴門西(鳴門町)	鳴門公民館
13	令和5年1月8日	黒崎(撫養町川西地区)	黒崎集会所
14	令和5年1月20日	桑島(撫養町川西地区)	桑島地区コミュニティセンター

(3)地区自治振興会との意見交換会の意見概要

地区自治振興会との意見交換会における主な意見の概要を以下に示します。

■ 土地利用（農業・施設・空き家等）

- ・ 農業の後継者不足について
- ・ 鳴門市文化会館の耐震化等について
- ・ 空き家の増加への対応と活用方策について
- ・ 鳴門市で買い物をする場所の少なさと商業地域周辺の人口増加に向けた取組について
- ・ 高齢者や障がい者福祉施設が多いことを踏まえ、福祉のまちづくりについて
- ・ ドイツ館に人が集まる仕組みづくりについて

■ まちづくり

- ・ 堀江地区の JR 鳴門線南側（市街化調整区域）におけるまちづくりの在り方（住宅の立地等）について
- ・ 鳴門東地区（市街化調整区域）における宅地の建て替えが難しい点を踏まえ、地域に応じた都市計画の推進について
- ・ 体育館を中心に人が集まるまちづくりについて
- ・ 立地適正化計画の届出制度について

■ 公共交通

- ・ 公共交通が不便な現状について
- ・ 公共交通における乗り継ぎの利便性向上について
- ・ 渡船の維持と観光面での利活用について
- ・ 公共交通における便数の増加やきめ細かい運行について
- ・ バス路線の適切なルート、バス停の配置について

■ 道路

- ・ 鳴門スカイラインの道路整備について
- ・ 黒山中山線の整備と小鳴門橋の通行規制について
- ・ 狭あい道路について

■ 自然環境・景観・公園（観光も含む）

- ・ 島田島の景色を活かした観光について
- ・ 海岸部の景観を活かしたにぎわいづくりについて
- ・ サイクリングロードを活用した観光客の誘致について
- ・ 彫刻公園における観光資源としての活用について
- ・ 海岸線の維持管理（台風発生時のごみ等）について
- ・ 山間部の活用について

■ 防災

- ・ 畑等の液状化対策について
- ・ 中央構造線による地震災害について
- ・ 高潮対策の重要性について
- ・ 水門の整備による浸水対策について
- ・ 農地の保全と防災対策について
- ・ 避難ビルについて
- ・ 妙見山等への避難について

4. 用語集

あ行	
いんせんていぶ インセンティブ	都市機能や居住を誘導するために講じられる優遇措置。誘導区域内において施設を整備する際に受けられる国・自治体からの補助や金融支援、税制上の優遇措置等がある。
うおーかぶる ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字通り「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ。国土交通省では、コンパクトシティをより進化させた取組のひとつとして「居心地が良く、歩きたくなる」まちなか～ウォーカブルなまちなかの形成～を推進している。
えーあい（じんこうちのう） AI（人工知能）	コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
えぬぴーおー NPO	Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間組織の総称。

か行	
かおくとうかいとうはんらんそ うていくいき 家屋倒壊等氾濫想定 区域	想定し得る最大規模の降雨により、堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域。 この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。
がっぺいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽	家庭から出る雑排水とし尿を、併せて処理する浄化槽。公共下水道の整備がない地域で活用される。
ぎむてきけいひ 義務的経費	法令や性質上、支出が義務付けられており裁量的に減額できない経費で、人件費（議員・職員給与など）、扶助費（生活保護費など）、公債費（地方債償還金と利子）がある。
きゅうけいしやちほうかいきけ んくいき 急傾斜地崩壊危険区 域	崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある地域およびこれに隣接する地域。
きんきゅうゆそうろ（きんきゅう ゆそうどうろ） 緊急輸送路（緊急輸 送道路）	地震発生時の救急活動や緊急輸送を実施するために必要として指定された道路。高速道路・国道等の幹線道路や、これらと防災拠点とを結ぶ道路があり、ネットワークとして機能する。
くいきくぶん 区域区分	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、「都市計画法」に基づき、都市計画区域を、市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度。
ぐりーんいんふら グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める考え方のこと。
げーと ゲート	交流人口の拡大をテーマとし、「四国の玄関（門・ゲート）」と「門の価値を創出」することを目的として平成28年に策定した「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト事業計画」に基づいて、都市計画マスタープランで位置付けられた5つのゲートのこと。 これらのゲートは、新たなまちづくりエリアの周遊性や回遊性を高める交流拠点であるとともに、観光等の情報発信の拠点として整備を進め、賑わいや憩いの空間を形成する。
こうきょうげすいどう 公共下水道	市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

か行	
こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」とは、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義される。「公益施設」とは、小学校、中学校、官公庁、公民館等のことで、公共施設と区別される。
こうきょうこうつうかばーりつ 公共交通カバー率	鉄道駅やバス停などから一定距離内の人口が、総人口に占める割合。
こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域	降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
こうつうけっせつてん 交通結節点	鉄道やバスなど複数の交通機関が集まり、乗換え・乗り継ぎが行われるような交通導線が集中的に結節する場所。鉄道駅、バスターミナルなどが挙げられる。
こうどけいざいせいちようき 高度経済成長期	1960年代の日本経済は、明治維新以来の日本の経験に例がなく、諸外国にも類をみないほど急速な経済成長を遂げた。それを高度経済成長ないし単に高度成長と呼ぶ。この時期ないしこの時期を中心とした十数年間を高度経済成長期という。
こくせいちようさ 国勢調査	日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる。
こみゆにてい コミュニティ	人間がそれに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間に一定の連帯ないし相互扶助（支え合い）の意識が働いているような集団。「共同体」、「地域社会」、「近隣社会」。
こんぱくとぶらすねつとわーく コンパクトプラスネットワーク	都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とした上で、公共交通で地域の拠点や居住地を繋ぐ政策・考え方。高齢化や人口減少が進む中で、効率的で持続可能な都市を目指す試み。

さ行	
じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
じすべりぼうしুকいき 地すべり防止区域	地すべりのおそれが極めて大きい地域及びこれらに隣接する地域のうち、地すべりを助長・誘発する一定の行為を制限された区域。
しぜんてきとちりよう 自然的土地利用	都市的土地利用以外の土地利用で、農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川等を加えたもの。
しゃかいふくしふくごうしせつ 社会福祉複合施設	福祉事務所など、介護・福祉の指導・相談・活動の最寄りの拠点となる施設のこと。
じゅうてんみっしゅうしがいち 重点密集市街地	密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全性を確保すること（燃領域率で40%以上）が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地のこと。
しゅようちほうどう 主要地方道	道路法第56条に規定する主要な都道府県道や市道のこと。
しんがたころなういるす（かんせんしょう） 新型コロナウイルス（感染症）	令和元年11月頃より世界中で流行している新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症。令和2年1月に我が国で最初の感染者が確認されて以降、パンデミック（世界的大流行）を引き起こしている。感染拡大を受けて、我が国を始めとする世界中で3密（密閉・密集・密接）の回避を基本とした生活様式が浸透し、地域社会を大きく変えている。
じんこうかばーりつ 人口カバー率	条件を設定したエリア内に住む人口が、総人口に占める割合。
しんすいくわかん 親水空間	河川、湖沼などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなどの人々が水辺の景観や自然などに親しめる機能をもった空間。
すとつく ストック	これまでに整備された道路、公園、下水道や公共施設、建築物など。

さ行	
せいかつどうろ 生活道路	その地域に生活する人々が、通勤や通学など日常生活でよく利用する道路。
そうごうけいかく 総合計画	市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を示した市の最上位計画。

た行	
だいきぼもりどぞうせいち 大規模盛土造成地	盛土の面積が 3,000 平方メートル以上の谷や沢を埋めた造成宅地、又は盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上の傾斜地盤上に腹付けした造成宅地のこと。 地震による盛土内部を滑り面とする盛土の大部分の変動や、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）被害の可能性がある。
たかしおしんすいそうていくいき 高潮浸水想定区域	想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域。
ちいきちく 地域地区	都市における適正かつ合理的な土地利用の実現を図るための規制・誘導を担う地区。用途地域、高度地区、風致地区などがあり、土地利用の目的にあわせて定められる。
つなみしんすいそうていくいき 津波浸水想定区域	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことであり、地域の実情をよく把握している都道府県知事が設定する。
でいーあいー（じんこうしゅうちゅうちく） DID（人口集中地区）	Densely Inhabited District の略で、人口密度が 1 平方キロメートルあたり 4,000 人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区が該当する。
ていみりようち 低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
でまんどこうつう デマンド交通	定時・定路線のバス運行に対して、事前に予約を行うことにより、指定された場所へ送迎する交通サービス。公共交通がない地域で運行されることが多い。
とうしてきけいひ 投資的経費	ストックとして将来に残る、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費のこと。
とくていかつだんそうちょうさくいき 特定活断層調査区域	活断層による地震の発生確率は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害が予想される。 特に活断層の直上では対策をしても「ずれ」による建物倒壊等を免れることは困難であるため、被害を未然に防ぐ長期的な視点から、平成 25 年に徳島県が策定した条例により指定された、活断層の調査を推奨し土地利用規制が掛かる区域のこと。
としけいかくうんようしん 都市計画運用指針	自治体が都市計画制度を適切に活用できるよう、都市計画の原則や参考となる考え方、基準等を国が示したもの。本計画でも、誘導区域の設定等において参考としている。
としけいかくいき 都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動きから都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要がある区域。
としけいかくいきますたーぷらん 都市計画区域マスタープラン	都道府県が、都市計画区域ごとに都市計画の目標、土地利用、市街地開発、都市施設、自然的環境等に関して、広域的・根幹的な視点から、都市計画の基本的な方針を定めたもの。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法に基づいて計画された公園。街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園に種別される。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画法に基づき決定される道路で、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設。

た行	
としけいかくほう 都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備、農林漁業との健全な調和を図るため、都市計画の内容と決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。
としけいかくますたーぶらん 都市計画マスタープラン	正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）という。 市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園など）の配置方針など、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。
としいせいとくべつそちほう 都市再生特別措置法	都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため平成14年に定められた法律。民間による都市開発や市街地の整備に関する事業への金融支援等を規定している。
とししせつ 都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設のことで、主なものに、道路、公園、下水道などがある。
としてきとちりょう 都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用。
としのすほんじか 都市のスポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言うこと。
どしゃさいがいけいかいいき 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域として、都道府県知事が指定する区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。
どしゃさいがいとくべつけいかいいき 土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
どしゃさいがいきけんかしよ 土砂災害危険箇所	警戒避難体制を構築し土砂災害による被害を防止するため、昭和41年度より調査を開始したもの。なお、土砂災害危険箇所とは、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称である。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について道路・公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。市街地開発事業の1つに位置づけられる。

な行	
なんかいとらふきよだいじしん 南海トラフ巨大地震	南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震で、西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。その最大規模の地震を「南海トラフ巨大地震」という。
にじてきじゅうたく 二次的住宅	週末や休暇の際に避暑や避寒、保養などを目的として使われる別荘や、残業などで遅くなったときに寝泊まりする家のように、普段は人が住んでいない住宅のこと。
のうちてんよう 農地転用	農地を住宅や店舗等の農地以外の用地にすること。

は行	
ばりあふりー バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方。

は行	
びーしーびー BCP	企業や団体、自治体などが、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
ぴーでいーしーえーさいくる PDCA サイクル	Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。
ひなんばしよ 避難場所	公園・緑地、住宅団地、学校等のオープンスペースといった、切迫した災害の危険から逃れるための施設や場所のこと。一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための施設(避難所)とは意味が異なる。
ひなんろ 避難路	災害発生時、避難地などの安全な場所に住民が速やかに避難できるよう配置された道路、緑地又は緑道。
ほうかちいき 防火地域	都市計画法が定める「地域地区」の1つ。建物の密集度が高い地域や幹線道路沿いなどで火災被害を広げないための厳しい建築制限がある。
ほうさい/げんさい 防災/減災	災害時に被害を出さないことを目指す総合的な取り組みを「防災」と呼ぶ。これに対し、被害の発生を想定した上で事前の計画的な対応を行うことによって、災害発生時の被害を最小限に軽減しようとする取り組みを「減災」と呼ぶ。

ま行	
まーす MaaS	サービスとしての移動(Mobility as a service)の略称。ICT(情報通信技術)を活用してマイカー以外の移動をサービスの予約・購入から決済までシームレスに繋ぐ概念。
みりようち 未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地のこと。
めっしゅ メッシュ	網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば100m×100mの四角のこと。
もびりてい モビリティ	自動車を中心として、移動・輸送手段全般を意味する用語。

や行	
ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン	年齢、障害、国籍などに関わらず、すべての人々が使用できるような商品、建物、環境のデザインのこと。障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区分けをなくしていこうとするもの。
ようちちいき 用途地域	計画的な土地利用を進め種々な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建築物の用途を制限するもの。主に住居系、商業系、工業系に分かれ13種類の用途地域を設定することができる。
ようはいりよしゃ 要配慮者	災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている(災害対策基本法第8条第2項第15号)。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者等が想定される。日本語を十分理解できない外国人も情報受伝達に配慮が必要な場合が多い。

ら行	
りすく リスク	ある行動や事象に関する危険性。
りんこうちく 臨港地区	都市計画法に定める地域地区のひとつで、港湾区域と一体となった土地利用を行い、港湾機能の増進、水際線の有効利用等、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域(水域)に隣接する陸域を指定している。



鳴門市

鳴門市 都市建設部 まちづくり課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL (088) 684-1171